

✚ 貨物概要

甲が革、本底がゴムから成る履物。甲はひも締めで、足入れ口部分にアキレス腱等の保護パッドを有し、また、本底と一体成型されているスパイク仕様のポイントを有する。

ゴルフ用として使用される。

✚ 分類

関税率表第 6403.19-1（統計番号 6403.19-010）の、スポーツ用の履物のうち、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ以外の履物

✚ 分類理由

本品は、本底と一体成型されているスパイク仕様のポイントがあり、関税分類例規第 2 編国内分類例規の「64.03 項～64.05 項 2. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物等の解釈について」のスパイクシューズ類（※）に該当するため、スポーツ用の履物として、上記のとおり分類されます。

（※）スパイクシューズ類：スパイクシューズ類には、本底にポイント等が取り付けられているもの若しくは取り付けることができるもの又は本底と一体成型されているものを含む。

（参考）関税率表第 64 類号注 1 (a)

国内分類例規「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」I-1-1





## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい  
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ  
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）